

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 8 年
10月27日
(火曜日)

目次

- 告示
道路の区域の変更（道路整備課）……………一
- 公告
土地改良区の役員の届出（農村整備課）……………一
換地処分の届出（農村整備課）……………二



山口県告示第三百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年十月二十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路 線 名 通津周東線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考

岩国市玖珂町字小柳四七一二の三地
先から
同市 周東町上久原字白坂一三六の
一地先まで

新	旧
最狭 最広 一一・二 三二・〇二	最狭 最広 三二・六 三二・〇〇
六二・三	六二六・八



(二〇九) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

令和八年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏 名	住 所
下関市豊田町土地改良区	理 事	坂野 龍夫	下関市豊田町大字今出一三六四

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏 名	住 所
下関市豊田町土地改良区	理 事	白石 直美	下関市豊田町大字大河内九六六

〃	〃	下村 浩昭	〃	大字庭田八八
〃	〃	布村 康人	〃	大字浮石一四七六
〃	〃	小林 龍治	〃	大字鷹子六二一
〃	〃	溝口 武	〃	大字奎路子六六二
〃	〃	山本 久生	〃	大字殿居四〇五
〃	〃	阪本 毅	〃	大字阿座上二三三の三
〃	〃	木川 正守	〃	大字江良六〇一
〃	〃	河本 陽子	〃	大字西長野八八
〃	監 事	岡部 國夫	〃	大字金道六二六
〃	〃	藤田 進	〃	大字荒木二三九
〃	〃	稲田 貞二	〃	大字高山三三三
〃	〃	久保 雅典	〃	大字殿敷三一二二の一

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	監	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
事												
久保	相原	藤田	田中	河本	槌野	吉村	山本	田牧	小林	布村	下村	
雅典	英嗣	進	利伸	陽子	達治	源治	久生	忠行	龍治	康人	浩昭	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
大字殿敷三二二二の一	大字日野二二七	大字荒木二三九	大字宇内七一〇	〃 八八	大字西長野三三の二	大字中村六五九の四	大字殿居四〇五	大字柰路子一四三三	大字鷹子六二一	大字浮石一四七六	大字庭田八八	

(二一〇) 換地処分の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四第一項において準用する同法第五十四条第三項の規定により、長門市日置東坂本地区の換地処分について、次のとおり換地処分をした旨の届出がありました。

令和八年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 換地処分をした年月日

令和八年十月七日

二 換地処分をした権利者数

六人